



税理士 山本 善通 氏

## Question 新型コロナウイルス対応

当組合（令和2年3月31日決算）では、新型コロナウイルス感染防止の為に、定期総会の開催について通常の日程で行えない事を心配しています。法人税等の申告期限は5月31日（令和2年6月1日）になりますが、個別の延長の可否について教えて下さい。

## Answer

### 【概要】

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染拡大を防止するとともに、政府全体として、必要な対策を講じていくこととしています。

国税庁では、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難であった方については、期限を区切らず柔軟に受け付けることとしているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には納税の猶予制度を案内するなどの対応を行っています。

具体的な対応の方針については、国税庁H.Pにおいて、「**国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ**」により、まとめられていますので参考にして下さい。（このFAQは令和2年4月16日の更新分ですので留意して下さい。）

### 【個別の延長について】

このたびの御質問に関しても「**法人の期限の個別延長について**」としてやむを得ない場合の事例を示しています。

- 法人についても、新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえ、個人の取扱いと同様に、柔軟に確定申告を受け付けることとしています。
- 法人の場合には、役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども考えられます。
  - ① 体調不良により外出を控えている方がいること
  - ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
  - ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務をしている方がいること
  - ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること
- また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には、個別に申告期限延長が認められます。
- 申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書の提出の際に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記していただくか、e-Taxをご利用の方は「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行うことができます。

